

# 福祉協力員活動の手引き

酒田市社会福祉協議会

(平成30年4月更新)

# 目 次

- 1 社会福祉協議会とは . . . . . 1
- 2 新・草の根事業の概要 . . . . . 2
- 3 福祉協力員、福祉隣組の役割 . . . . . 3、4
- 4 見守りネットワーク支援事業の流れ . . . . . 5

# 1 社会福祉協議会とは

## (1) 社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会

酒田市社会福祉協議会（以下、「酒田市社協」と言います。）は、昭和 45 年に社会福祉法人格を取得し、社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とした公的性格を有する非営利の民間団体です。酒田市社協は地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会は、みんな（社会）で、しあわせ（福祉）を築くために、相談し決めていく（協議）団体（会）です。

酒田市社協は、市役所の組織とは異なります。酒田市社協の事業は、市民の皆様からいただいた会費や寄付金、市からの補助金、共同募金配分金、介護報酬等で運営されています。酒田市社協職員の人件費は、市からの補助金や介護報酬で賄われ、会費や寄付金を人件費に充当することは一切ありません。

### ○酒田市社会福祉協議会所在地

本部 (酒田支部)	〒998-0864 新橋2丁目1-19 地域福祉センター内 TEL : 23-5765 Fax : 24-6299 E-mail : shakyo@sakata-shakyo.or.jp
八幡支部	〒999-8232 市条字八森920-2 老人福祉センターやまゆり荘内 TEL : 64-3765 Fax : 61-1214
松山支部	〒999-6862 字西田6 松山健康福祉センター内 TEL : 62-2843 Fax : 62-2841
平田支部	〒999-6711 飛鳥字契約場35 ひらたタウンセンター内 TEL : 52-2260 Fax : 52-3727

## (2) 学区・地区社会福祉協議会

酒田市内の主に小学校区を単位として、36ヶ所の学区・地区社会福祉協議会（以下、「学区・地区社協」と言います。）が組織され、コミュニティセンター（以下、「コミセン」と言います。）を拠点に活動しています。組織の構成は各学区・地区社協で異なりますが、コミュニティ振興会（以下、「コミ振」と言います。）を中心に、コミ振役員、自治会長、民生委員、福祉協力員、老人クラブ、コミ振女性(婦人)部、食生活改善推進員等の方々に構成されています。

また、学区・地区社協の位置付けも、地域の中で独立した組織として運営されている地区もあれば、コミ振の福祉部門組織として位置付けられているところもあり、その組織構成や運営の仕方も地域ごとに独自性があります。

## 2 新・草の根事業の概要

### (1) 新・草の根事業とは

地域福祉を推進する6つの事業(右図)から成り立っており、これらの事業の総称が「新・草の根事業」です。

### (2) 各事業の概略

#### ①学区・地区社協運営事業

学区・地区社協の運営を適切に行うため、補助金を交付したりする事業です。

#### ②見守りネットワーク支援事業

ひとり暮らし高齢者等を地域で見守り、孤独死などを未然に防ぐ事業です。

#### ③合同研修事業

「自治会長」「民生委員・児童委員」「福祉協力員」等が合同で地域のニーズに対応するための検討会をしたり、情報交換をしたりする事業です。

#### ④ふれあい給食事業

65歳以上で身体が虚弱なひとり暮らし高齢者等へ手作りの給食を提供し、地域住民とのふれあいを図る事業です。

#### ⑤地域あんしん事業

地域内での簡単な相談に対応したり、市社協との橋渡しをする事業です。

#### ⑥地域交流サロン事業

高齢者・障がい者等が気軽に集まり、仲間づくりをする事業です。

### 新・草の根事業

- ①学区・地区社協運営事業
- ②見守りネットワーク支援事業
- ③合同研修事業
- ④ふれあい給食事業
- ⑤地域あんしん事業
- ⑥地域交流サロン事業

### 3 福祉協力員、福祉隣組の活動内容等

福祉協力員は、学区・地区社協会長の推薦により、酒田市社会福祉協議会会長が委嘱します。任期は2年間で、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間となります。

#### (1) 福祉協力員の活動内容

◆ネットワーク対象者を見守っている「福祉隣組」を適宜訪問し、ネットワーク対象者の近況を把握します。

《例：健康状態の変化、入院、転居、入所等はしてないか》

◆地域の中に「福祉サービス」の情報を必要としている人がいた場合に民生委員等を紹介します。

◆学区・地区社協や自治会の福祉活動に可能な限り協力をお願いします。

例＝「ふれあい給食事業」「サロンや地域イベントへの参加」「研修会」「ブロック会議」「介護予防講座」等への運営及び参加

#### (2) 福祉協力員活動記録表

##### 平成 年度 福祉協力員活動記録表（チェック方式）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">秘</div>			学区社協会長印	福祉協力員印
			☐	☐
○○ 学区社会福祉協議会	福祉協力員氏名	○○ ○○	平成	年度
月	チ ャ ッ ク 項 目	特 記	事 項	
4	ネットワーク対象者の健康状態等 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 入院した <input checked="" type="checkbox"/> 施設入所した <input checked="" type="checkbox"/> 引っ越した <input type="checkbox"/> その他	4/○ △△さん施設入所 ----- 4/○ □□さん◇◇へ転出 ----- 4/○ 合同研修会出席（コミセン）	◆学区社協・自治会への活動参加 <input checked="" type="checkbox"/> 合同会議 <input type="checkbox"/> 老人給食 <input type="checkbox"/> その他	
	活動数 8 回			

※活動数の数え方：延べ数で数えます。例えば、同じ日に合同会議出席後に福祉隣組訪問で安否確認を行った場合は2回と数えます。

提出時期：表面(4月～9月)裏面(10月～3月)をまとめて  
学区・地区社協会長まで翌年度4月中にご提出ください。(年1回)

### (3) 福祉協力員の活動中に事故などがあった場合

※ 福祉協力員の委嘱を受けた方については、酒田市社協でボランティア活動保険に加入しています。万が一、活動中にケガをした場合等は酒田市社協までご連絡ください。

[補償内容 (保険金額) ]

ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)
	入院保険金日額		6,500円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
通院保険金日額		4,000円	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)

(平成30年度より金額改訂)

連絡先 酒田市社会福祉協議会

本部 23-5765 (酒田支部)

松山支部 62-2843

八幡支部 64-3765

平田支部 52-2260

(所在地等詳細は1Pを参照ください。)

### (4) 福祉隣組の活動内容

◆福祉隣組は、ネットワーク対象者宅を普段の生活の中で見守ります。

\* 「あれ？新聞や郵便物が溜まっているぞ。」

\* 「夜になったんだけど電灯が点かないなあ。」

\* 「日中も(門灯などの)電灯が点きっぱなしになっているなあ。」

\* 「カーテンや雨戸が閉まりっぱなしだなあ。」

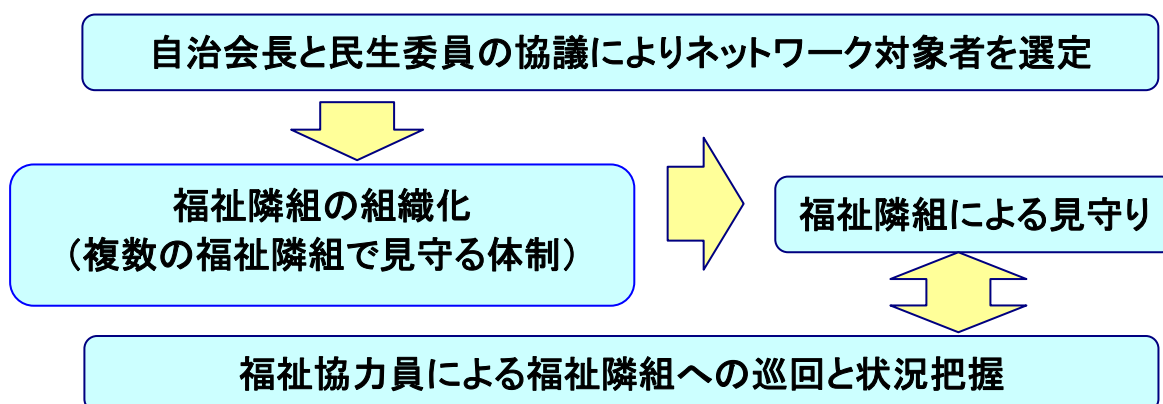
\* 「この時間いつも見かけるけど、ここ最近姿が見えないなあ。」

日常生活での買い物や散歩の時に、このようなネットワーク対象者宅の「普段との違い」を少し気にかけていただきます。

◆対象者の異変を察知した場合は「福祉協力員」へ連絡します。状況に応じて「警察・消防等」へ連絡し、その後「福祉協力員」と協力して「自治会長」や「民生委員」に連絡し、関係機関に対して迅速かつ円滑に連絡して頂くようお願いします。

## 4 見守りネットワーク支援事業の流れ

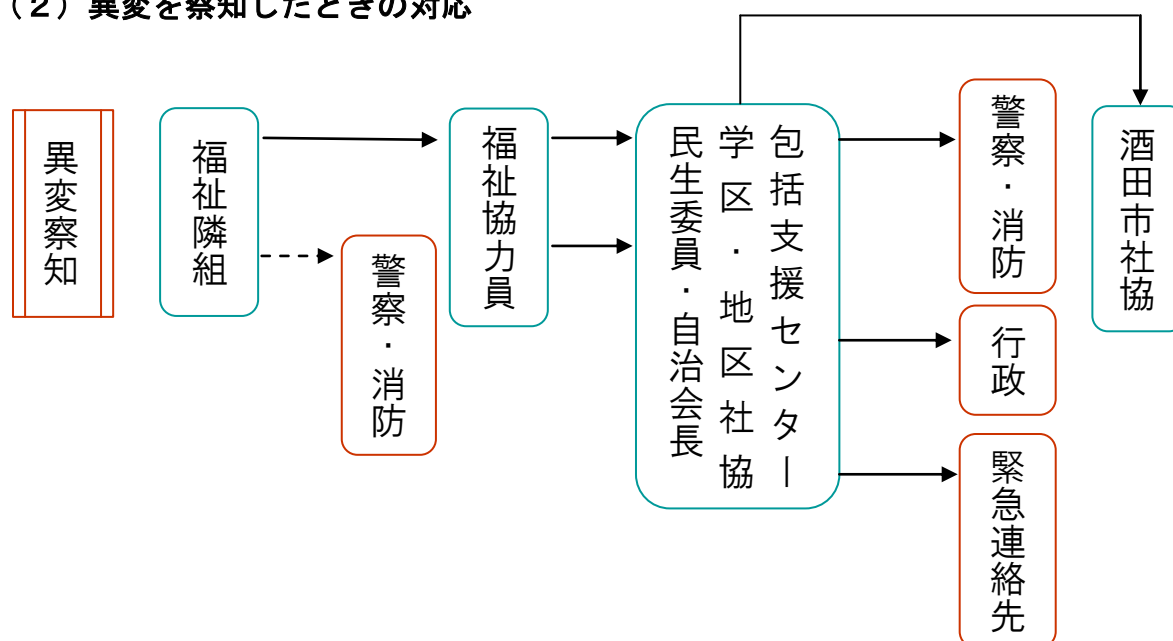
### (1) 見守りを行うまでの流れ



福祉協力員は、適宜福祉隣組を訪問して対象者の状況を把握します。「普段と違っていること」の報告があった場合、自治会長や民生委員と連絡を取り合い、情報を共有することが大切です。

※ 福祉隣組が配置されないネットワーク対象者がいる場合は、福祉協力員が直接見守り活動を行っている地域もあります。

### (2) 異変を察知したときの対応



※ 福祉隣組は、明らかに救急通報を要するような場面を発見した場合は、119番あるいは110番通報してから福祉協力員、自治会長や民生委員に報告します。通報を要する状況かどうか判断に迷うような状況であれば、福祉協力員が自治会長や民生委員、地域包括支援センターに相談し、今後の対応を話し合うようにします。何か問題が生じた時は、決して一人で抱え込まず、関係機関と一緒に対応することが重要です。